# いじめの防止等のための基本的な方針

令和５年４月１０日

加須市立種足小学校

加須市立種足小学校　いじめ防止等のための基本的な方針

目 次

はじめに

１　いじめの問題に関する基本的な事項・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．３

２　いじめの未然防止のための取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．４

３　いじめの早期発見のための取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．７

４　いじめの早期解決のための取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．９

５　いじめ防止等のための組織の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．11

６　重大事態への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．12

## はじめに

本校では、「未来を拓く人づくり教育～心身ともに健康でたくましく生きる児童（自ら気付き・考え・行動できる児童）の育成～」を目指し、学校教育目標「〇よく考え深く学ぶ子 〇やさしく思いやりのある子 〇健康で明るい子」のもと、家庭・地域と連携して、教育活動に取り組んでいる。令和５年４月現在、不登校傾向の児童は０であり、いじめについて報告があったものは解消まで継続的な支援と見届けを行っている。

児童の家庭は、共働きの家庭が多いものの、母子・父子家庭は少なく、三世代同居の家庭の割合が高い。また、地域住民も代々種足の地に住み、種足地区・小学校に愛着をもっており、学校に対して大変協力的で学校行事に対しても理解がある。こうした地区で、児童は周囲の大人から温かく見守られ穏やかに育っている。

また、殆どメンバーも変わらぬまま穏やかに学校生活を送っているため、中学以降、他地域の友達と関わる際に自己主張ができるか、トラブルが発生した時に自力解決できるか、懸念されるところである。

種足小学校いじめ防止等のための基本的な方針（以下、「種足小学校基本方針」）は、「加須市いじめの防止等のための基本的な方針」（以下、「加須市基本方針」）に基づき、加須市（以下、「市」）・学校・家庭・地域住民その他の関係者が、連携し、一体となっていじめの問題の克服のために取り組むことを目的として、いじめの防止等のための対策に関する基本的な事項を定めるものである。

## １　いじめの問題に関する基本的な事項

### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、その児童と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為であって、行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。インターネット等を通じて行われる同様の行為も「いじめ」に含まれる。

具体的な態様には、以下のようなものがある。

ア　冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
イ　仲間はずれ、集団で無視をされる
ウ　ぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
エ　金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
オ　嫌なことや恥ずかしいこと、危険なこと、不本意なことをされたり、　させられたりする

カ　パソコンやスマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

### (2) いじめに対する基本認識

子どものいじめを防止するためには、大人一人一人が次のような意識をもち、それぞれの役割と責任を自覚することが必要である。

○　いじめは絶対に許されない
○　いじめは卑怯な行為である
○　いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうる
○　いじめは大人の見えないところで行われることが多く、発見しにくい

### (3) いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。また、いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものである。

いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう以下の点を重視して行う。

○　学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすること
○　いじめを放置することがないよう、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす行為であることを全ての児童が理解できるようにすること
○　児童がいじめの問題を主体的に解決していこうとする態度を育成すること
○　児童の生命及び心身の保護の重要性を認識しつつ、市、学校、家庭、地域、住民その他関係者が連携し、いじめの問題の克服を目指すこと
○　いじめは、大きな人権問題である

### (4) いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめの問題を根本的に克服するためには、いじめを生まない土壌をつくることが必要である。また、教職員をはじめとする大人たちが、いじめに至るささいな兆候を見逃さず、早い段階から児童に関われる体制を整えておくことが重要である。さらに、仮にいじめが確認されたときには、いじめを受けた児童の生命及び心身の保護を第一に考え、いじめの解消のために迅速に対応する必要がある。

本校では、これらの基本的な考え方及びいじめに対する基本認識に基づき、いじめの問題の克服のために、「未然防止」、「早期発見」、「早期解消」の３つの視点でいじめ防止等のための対策を講じる。

## ２　いじめの未然防止のための取組

いじめの問題を未然に防止するためには、教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは、絶対に許されない」という認識をもたせ、学校や学級にいじめを生

まない・児童が主体的にいじめを防止する土壌をつくることが必要である。そこで、以下の方策をもって、これに取り組む。

### (1) 児童の規範意識の向上

いじめの態様や特質、原因・背景、指導上の具体的な留意点等について、校内研修や職員会議で教職員に周知し、平素から共通理解を図る。また、日常的にいじめ防止等に関わる話題を取り上げ、いじめを許さない雰囲気を学校全体で醸成するための取組を推進する。

○　「I’s2023 ～いじめ・自殺・暴力行為対応ハンドブック～」や「生徒指導リーフ増刊号『いじめのない学校づくり』」等の様々な資料を活用した校内研修を実施する。

○　いじめを許さない学級の雰囲気をつくるために、「いじめをなくす３か条」を全ての教室に掲示し、定期的に朝の会等で話題にする。

○　豊かな心の交流ができるようにするため、あいさつの基準を設定し、児童が主体的にあいさつ運動を展開できる取組を推進する。

○　児童に「種足小よい子のきまり」を周知し、学習規律や生活のきまりを徹底するとともに、毎月末に達成度を評価する。

○　学校評価に「規範意識」についての項目を設け、家庭・地域と連携した取組を展開するとともに、家庭・地域と一体となって児童の変容を評価する体制をつくる。

○　月曜日（月末）の児童支援委員会において、全校児童の情報化を図る。

### (2) 道徳教育・人権教育の充実

児童の道徳性を育むとともに、自他の存在を尊重する態度を養うため、教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実を図る。

○　ボランティア活動や集団的な活動等の体験活動を生かし、自らの生き方について自覚を深めることができる道徳の授業を展開する。

○　「彩の国の道徳 学級づくりの羅針盤 ～いま、道徳が『いじめ問題』にできること～」を活用し、学年の発達段階に応じた効果的な授業を実践する。

○　６月を人権強化月間とし、人権啓発に係る取組を推進する。また、いじめ防止等に関わる授業を全学級で実施し、これを公開する。

○　特別支援学校や幼稚園との交流活動を継続・推進する。

### (3) 児童理解の深化

いじめを行う背景には、勉強や人間関係によるストレスが関わっていることを踏まえ、教職員は、児童一人一人を大切にしたわかりやすい授業を行うとともに一人一人が活躍できる集団をつくる。

また、ストレスに対して、適切に対処できる力を育むとともに、障がいについ

て、適切に理解した上で、児童生徒の指導に当たる。

○　全ての児童が、わかる、できる喜びを実感できる授業を行うために、校内研修において授業改善に努める。

○　児童のコミュニケーション能力を養うため、全ての教科等において「「聞くこと」、「話すこと」を重視した授業を展開する。

○　教職員が、児童の心の変化を把握し、早期から対応ができるよう、いじめに関する事例研修を各学期に一回実施するとともに、生徒指導・教育相談上級研修会（旧学校カウンセリング上級研修会）修了者を講師として、カウンセリング研修会を実施する。

### (4) 児童の居場所づくりの推進

児童の自己肯定感を高めることは、他者の大切さを認めることにもつながり、ひいては主体的ないじめの防止にもつながる。全ての児童が、他者に認められているという思いを抱くことができるよう、教育活動全体を通じて、児童が活躍し他者の役に立っていると実感できる機会を設ける。

また、保護者や地域住民にも協力を求め、幅広い大人から認められているという思いが得られるよう工夫し、家庭や地域での居場所づくりを推進する。

○　学校行事等を実施する際に、児童に自分の目標を設定させるとともに、その達成を評価・称賛する。

○　学校に限らず、地域の活動における活躍や善行について積極的に賞賛する。（善行表彰を実施する。）

○　地域の教育力を活用した体験活動を計画的に実施するとともに、その成果（主体的な活動）が日常の生活に発展するよう工夫する。

【騎西南幼稚園との交流活動】

・　１学年（生活科）４月、１０月

・　５学年（特別活動）１０月、３月

【福祉体験活動】

・　４学年（総合的な学習の時間）１０月

【特別支援学校との交流活動】

・　全学年

### (5) 児童自らがいじめについて学べる取組の推進

児童自らがいじめの問題について主体的に学び、解決の方法を考えて、いじめの防止を訴える取組を推進する。

○　地域あいさつ運動期間（あいさつウィーク）を５月と１０月の第３週に設け、通学班長をリーダーとした登校時のあいさつ運動を展開する。

○　学級ごとに互いに認め合う雰囲気を醸成し、仲間意識を高め、学級への所属感を高め、いじめ問題の克服のための啓発を行う。

○　異年齢グループ（たねっと班）活動を教育活動に位置づけ、必要に応じて班ごとにグループエンカウンターを行うなど、よりよい人間関係づくりに資する活動を推進する。

○　登校班による異年齢集団で登校することで、よりよい人間関係づくりや、地域を巻き込んだ挨拶運動を展開し、地域の方に名前で挨拶することで、地域の方に敬意を持たせ、交流を図る。

### (6) 情報モラル教育の推進

児童、保護者、地域住民が、インターネットをとおして発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他の情報の特性を踏まえて、インターネットを通じたいじめを未然に防止するとともに適切に対処することができるよう必要な啓発活動を実施する。

○　インターネット・携帯電話等をとおして発信された情報の高度の流通性や発信者の匿名性を児童に理解させ、適切な対応ができる実践力を養うため、全学年を対象に、教科との関連を図って発達段階に応じた情報モラル教育を推進する。特に、高学年においては、外部指導者を講師として招き、情報モラル教室を実施する。

### (7) 交流教育

○　騎西特別支援学校との交流

○　騎西南幼稚園との交流

○　普通学級と特別支援学級との交流

## ３　いじめの早期発見のための取組

いじめの問題を早期に発見するためには、児童がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、家庭、地域と連携して、児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめの問題の解決に向けた速やかな対応ができるようにすることが重要である。そこで、以下の方策をもって、これに取り組む。

### (1) 定期的なアンケートの実施

いじめの実態を把握するとともに、児童がいじめを訴えやすい状態をつくるため、全校児童を対象にいじめアンケートを実施する。

○ 市の定める「いじめ撲滅期間」に実施する。

### (2) 「いじめチェックシート」を活用した支援体制の整備

教職員用及び保護者用「いじめチェックシート」を活用することにより、学校と家庭との連携を強化し、教職員及び保護者が、児童のささいないじめの兆候に対して早い段階から関われる支援体制を整備する。

○　「いじめ撲滅期間」に合わせ、保護者に「いじめチェックシート」を配布

し、家庭に活用を促す。

○　定期的なアンケートの実施により、いじめの早期発見に努める。いじめの兆候を認知した場合は、「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」を活用して対策会議を開き、組織的に対応する。

### (3) 日常的な生活の中でのいじめに係る情報の把握

児童の学校生活から得られる情報はもとより、教職員と児童の間で行われている日記等や個人面談の機会を活用して、いじめの兆候を把握することに努める。また、収集したいじめに関する情報については、教職員全体で共有できるようにする。

○　学校生活以外においてもいじめの兆候を把握するため、「個人面談の目的」に、「いじめに係る情報の把握」を加え、情報の収集に努める。

○　日記や個人面談等で得たいじめに係る情報は、「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」で整理し、児童支援委員会で教職員全体へ周知する。全児童に対して、全職員がよく見て、支援する。出された情報に対しては、全職員が共通行動で指導・支援に当たっていく。

### (4) いじめに係る相談体制の整備

第２月曜日を教育相談日に設定し、保護者と抵抗なく相談できる体制を整備する。

○　児童及び保護者が抵抗なく相談できるよう、毎月第２月曜日を「教育相談の日」として設定するとともに、年度当初文書で知らせる。

○　教育相談ファイルを作成し、教育相談に係る情報の一元化を図る。

### (5) 学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制の構築

より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、ＰＴＡや学校応援団、地域の区長会・民生委員会・ＲＣ会との連携を促進し、協働する体制の構築を図る。

○　「学校だより」等をとおして、保護者や地域の方に、いじめ問題の克服のための取組を周知するとともに、民生児童委員会や学校評議員会等をとおして、いじめに係る情報を収集する。各団体の総会に学校からも出席し、地域の情報収集に努める。

### (6) インターネット上のいじめ情報への対応

保護者に対し、インターネット上のいじめの問題についての理解を求め、いじめの早期発見に努めるようにする。

○　児童が携帯電話等でのトラブルに巻き込まれないようにするため、学級懇談会で、携帯電話等によるいじめの問題について取り上げ、携帯電話等を使

用するルールを各家庭でつくるよう促す。

○　保護者から情報を得た場合は、保護者に状況を確認し、必要に応じてホームページの管理者等に削除を依頼する。

## ４　いじめの早期解消のための取組

いじめを早期に解消するためには、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して適切な指導をするなど、学校全体で組織的な対応をすることが重要である。

また、家庭への連絡や教育委員会への報告を行うとともに、いじめの再発防止に向けて実践計画を立て、継続的に児童やその集団を見守る必要がある。そこで、以下の方策をもって、これに取り組む。

### ⑴　児童の安全の確保

児童や保護者からいじめに関する相談や訴えがあった場合は、事実関係を確認し、ささいな兆候であってもいじめの疑いがある行為には早い段階から適切に対応し、以下の点に留意して、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。

○　いじめの事実確認においては、迅速に正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応する。

○　いじめられた児童に対応する場合は、児童の心情に配慮し、他の児童の目に触れないような時間や場所を選ぶ。

○　いじめを認知した場合は、登下校時や休み時間等を含め、関係する児童の動向をつねに把握できる体制をつくる。

### ⑵　教育委員会への報告及び関係児童の保護者への連絡

いじめを発見したり、いじめの通報を受けたりした教職員は、直ちに校長に報告し、いじめに係る情報を教職員全員で共有できるようにする。

その後、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」が中心となり、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。また、校長は、その結果について教育委員会に報告するとともに、いじめられた児童及びいじめた児童双方の保護者に事実を説明する。

○　いじめに係る情報を得た場合は、その日のうちに、臨時のいじめ対策会議を開き、情報の共有化を図るとともに、対応の方針を定める。

### ⑶　いじめられた児童とその保護者への支援

いじめられた児童が安心して学習や活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた児童を別室において指導するなど、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。また、心身の状態に応じ、緊急避難の対策をとるなどの必要な措置を講ずる。

【いじめられた児童に対する配慮】

・　共感的に対応し、児童の心の安定を図る。
・　「最後まで守り抜くこと」や「秘密を守ること」を伝える。
・　自信をもたせる言葉掛けをし、自尊感情を高める。

【保護者に対する配慮】

・　いじめの状況を確認したその日のうちに、家庭訪問等を行い、保護者に事実を伝える。
・　保護者の不安な気持ちを共感的に受け止める。
・　必ず解決に向けて取り組むとともに、継続して支援することを伝える。
・　児童の家庭での変化に注視し、些細なことでも相談するよう伝える。

### (4) いじめた児童への指導及びその保護者への助言

「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」は、いじめたとされる児童から事実関係の聴取を行い、いじめの事実が確認された場合は、複数の教職員が連携し、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置を講じる。その際いじめた児童の保護者に確認した事実を説明し、保護者の理解を得た上で、以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者への継続的な助言をする。

いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、心身等を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題等のいじめの背景にも目を向け、当該児童の健全な人格の発達やプライバシーの保護等に配慮し、以後の対応を行う。

【児童に対する配慮】

・　いじめた児童の心的背景に目を向けて指導をする。
・　心理的な疎外感を与えないように配慮しながらも、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。

【保護者に対する配慮】

・　「いじめは決して許されない行為である」ことを毅然とした姿勢で示し家庭での指導を依頼する。
・　児童のよりよい変容のために、学校と家庭、双方の関わり方や役割等を確認する。

### (5) いじめが起きた集団への指導

いじめられた児童といじめた児童をはじめとする児童の関係の修復を経て、いじめの当事者や周囲の集団が好ましい関係を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもっていじめの解消とすることから、学校や学級全体でいじめの問題について話し合うなどして、全ての児童が、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築で

きるような集団づくりを進める。

○　はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりする行為も、いじめを肯定していることと同様であることを理解させる。

○　いじめを訴えることは、正しい行動であることを理解させる。

○　当事者だけの問題にとどめず、学級や学年、学校全体の問題として捉えさせることで、いじめの傍観者としての立場から脱却し、いじめを抑止する立場への転換を促す。

## ５　いじめ防止等のための組織の設置

学校の実情に応じ、いじめ防止等の対策を実効的に行うための組織として「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」を設置する。

本組織の構成は、本校の生徒指導部会を中心とし、校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談主任、低高のブロック長、養護教諭とする。

また、事案に応じて学級担任・学年主任等も加える。さらに、必要に応じて心理や福祉の専門家、保護者・地域人材等の参加を図る。

「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」は、学校基本方針に基づくいじめの防止等に関する取組を実効的に行う際の中核となる組織とする。より実効的ないじめの問題の解決に資するとともに、いじめの相談、通報の窓口としての対応及び教職員間の共通認識の促進、保護者や地域との連携、いじめに係る指導や支援の体制、対応方針の決定等を行う。

また、実際にいじめと疑われる事案が発生したときの事実確認や、重大事態が発生したときの調査をする組織の母体とする。

ただし、教育委員会が本校における調査が困難と判断した場合には、教育委員会の附属機関による調査を行うものとし、その調査に協力する。

本組織の具体的な活動内容は、次のとおりである。

○　本校のいじめに係る実態の把握

○　取組の実施

○　年間計画の作成、検証、修正

○　いじめに関する相談、通報への対応

○　いじめの情報の収集、記録、共有

○　対策会議等の開催

○　いじめの事案に応じた対応方針の決定と指導、支援体制の整備

○　家庭、地域との連携

○　学校におけるいじめ事案の調査

○　いじめの事例研究

○　学校基本方針の評価、見直し

## ６ 重大事態への対応

### (1) 重大事態の意味

重大事態とは、児童が以下のような状態になった場合をいう。

○　生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合

- 自殺を企図する
- 身体に重大な傷害を負う
- 金品等に重大な被害を負う
- 精神性の疾患を発症する 等

○　相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合

- 年間３０日以上の欠席をする
- 一定期間連続して欠席をする

### (2) 重大事態の報告及び調査の主体

重大事態が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告し、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を中心に調査を行う。

ただし、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」では、重大事態への対処等に必ずしも十分な結果を得られないと教育委員会が判断した場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合は、教育委員会に調査を委ねる。

いずれの場合も、教育委員会と連携を図りながらこれを実施する。

### (3) 調査を行うための組織

いじめの事案が重大事態であると判断したときは、重大事態に係る調査を行うため、速やかに、調査のための組織を設ける。

この調査において、学校が主体となる場合は、「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」を母体とし、必要に応じて外部専門家、保護者や地域の有識者等の参加を図りながら対応することにより、調査の公平性、中立性を確保する。

### (4) 調査の実施

重大事態が発生した場合、教育委員会の指示を受け、調査を実施する。

この調査の目的は、重大事態への対処や同種の事態の再発を防ぐものであり、次の点に留意する。

○　重大事態に至る要因となったいじめが、「いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景、事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、教職員がどのように対応したか」等の事実関係を明確にする。

○　因果関係の特定を急ぐことなく、客観的な事実関係を調査する。
○　教育委員会に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果をもとに主体的に再発防止に取り組む。
○　調査に先立ち、調査対象となる児童やその保護者に対し、アンケート等により得られた情報をいじめられた児童の保護者に提供する場合があることを説明しておく。

### (5) 調査結果の提供及び児童への説明

重大事態に係る調査を行ったときには、いじめられた児童やその保護者に対して、事実関係等の必要な情報を提供する。

ただし、情報の提供に当たっては、関係者の個人情報の保護に配慮する。

### (6) 調査結果の報告

重大事態に係る調査を実施したときは、調査結果について教育委員会に報告する。

その際、いじめられた児童の保護者が、調査結果に対する所見を教育委員会へ報告することを希望する場合には、その保護者から所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添えて教育委員会に提出する。

＜ 参 考 ＞

- 「生徒指導リーフ増刊号『いじめのない学校づくり』」
  文部科学省 国立教育政策研究所（平成２５年１２月１３日配布）
- 「I's2023 ～いじめ・自殺・暴力行為対応ハンドブック～」
  埼玉県教育委員会
- 「加須市いじめの防止等のための基本的な方針」
  加須市教育委員会